

予対通報 第13号

●発行日:平成31年3月31日

●発行者:島根県保育協議会 予算対策委員会

幼保「無償化」法案の内容をめぐって

島根県保育協議会副会長 森山 幸朗
(雲南保育協議会 あおぞら保育園統括園長)

政府は、幼保無償化に関わる関連法案を2月12日に閣議決定し、国会に提出しました。3月12日衆議院本会議で主旨説明を行ない、以降は内閣委員会で審議がはじまりました。無償化を実施するための法律は、現行の子ども・子育て支援法と児童福祉法を一部改正する法律案として示されました。子ども・子育て支援法の対象外の施設（認可外保育施設や新制度に入っていない幼稚園など）についても無償化の対象とするため、新たな給付を創設することが盛り込まれています。しかし、法案は大枠のみ、実際に各自治体や各園が具体的にどのような事務手続きをするのかなど、詳細は法案では示されていません。法案を通してから、政令・省令や通知などで明らかにすることになっています。子育て支援関連の法案が異なる分野の法案といっしょにされたり、議論の土台となる国の方針が決まっていなかったり、十分な審議で内容を明らかにして欲しいものです。

2015年の子ども・子育て支援新制度の施行の際も、制度設計の不備が露呈。施設・事業類型間での不公平な公定価格の格差や複雑で場当たりの処遇改善策が保育現場に混乱をもたらしました。各保育関係団体が詳細な現場での実態を訴え、改善の要望を提出してきましたが、未だに遅々として是正されません。保育士不足が深刻化・慢性化し、その背景となっている保育関係職員の処遇の低さ（全産業平均より月額10万円低い）が社会問題になっています。保育士の配置基準が実態からかけ離れた低い水準におかれたままであるため、その基準を上回る職員を独自に配置せざるをえないというのが現実です。長年にわたって国が保育関係予算を抑制してきたために、深刻な保育士不足が生じています。「保育士処遇改善」のためとして、新たな予算のしくみ（「処遇改善等加算Ⅱ」）を設けましたが、特定の役割をもつ職員を対象にした加算のため、非対象職員との間に合理的な理由もなく格差をつけるもので、職員間に賃金格差や混乱を持ち込む内容で、現場では取扱いに苦慮しています。今、必要なことはキャリアアップの強制や一部保育士への処遇改善財源の集中ではなく、保育関係職員全体の賃金の大幅底上げと労働時間の適正化を図る処遇改善です。そのためには、国の責任による保育に対する公的な財源保障、適正な配置基準の改正が不可欠です。

さて、幼保無償化は以前から決まっていたましたが、保育分野で緊急かつ優先して実現すべきは待機児童解消です。政府は無償化を消費税10%増税の今年10月から

実施に前倒ししました。消費税増税への抵抗感を和らげるねらいがあるとの指摘もあります。幼保の無償化の財源が、低所得世帯ほど負担の重い逆進性を持つ消費税の増税頼みであることをはじめ、保育に対する公的責任が後退するなど、疑問や不安が相次いでいます。さらに保育所の3～5歳児の給食費（食材料費）を幼保無償化の対象から外し、保護者から実費を徴収するとしています。保育所給食の食材料費の実費徴収化は、保育と給食の分離、応能負担から応益負担（実費負担）への転換など、保育所が積み重ねてきた保育のあり方を大きく変え、保護者にも負担を強いるものです。新しい「保育所保育指針」では、保育における給食（食育）の重要性が強調されています。食材料費の実費徴収化は、給食回数の正確な把握と徴収、未収金の回収など、保育所の事務業務を煩雑化させます。政府は詳しい内容を明らかにしていませんが、内閣府・厚労省との懇談では突如として、これまでに主食費3000円、副食費4500円を示している」と表明しました。どこの部署から何時、どの通知などでその数字を示したかの確認を求めましたが、不明のままです。すでに内閣府・厚労省の担当事務方では、無償化に伴うQ&Aを作成済みです。制度実施に踏み出した後、この方法で制度定着を図ると予想されます。制度の全体を示さないまま、無償化の実施方法について各自治体に委ねる（丸投げ）と考えられます。無償化の費用の自治体負担も、私立保育所は国が半分補助するのに対し、公立保育所は自治体が全額負担する仕組みのため、公立保育所の廃止・民営化がさらに進むと考えられます。私たちは、政府に対して保護者が切実に求める安心・安全の子育て支援の仕組みを拡充させることを、粘り強く要望し続けていきたいものです。



大きく変わる制度の中で

予算対策委員長 岩倉 善光
(大田市保育研究会 みどり保育園園長)

現在、少子化の進行にも関わらず、1・2歳児を中心に保育需要は高まり続け、長時間の保育は常態化し、我が国の保育ニーズは世界にも類をみない水準で増加しています。特に待機児問題に対し、「子育て安心プラン」が出されましたが、その内容は「保育の量」の拡充に重点を置いたものであり、それに伴う「保育者不足」が全国で深刻化しています。

また、子ども・子育て支援新制度が施行され5年目に当たって、次の5年間は2020年度に向けて公定価格の改正や特例措置の見直し等議論が大詰めを迎えている中、2月12日に閣議決定された「幼児教育・保育の無償化」について関心が大きいと思われる。

無償化の趣旨、少子化対策として幼児教育の負担軽減を図る保育料の無料化は歓迎されるべきことではありますが、本来は無償化の対象とすべき食材料費（保育費用）が「実費負担」となり、各市町村でも協議されている重大な問題として浮き彫りになりました。

給食は保育を構成する重要な要素として位置づけられており、保育所保育指針においても「保育所における食育は、健康な生活の基本としての『食を営む力』の育成に向けたその基礎を培うことを目標とする」として、食育の重要性が強調されています。アレルギーへのきめ細かな対応も含め、給食が保育の一環である事は、保育現場の誰もが日々実感するところです。

待機児解消や保育士確保問題等の優先すべき課題の他に、保護者への新たな負担と事務業務の増加等問題が山積みとなり、現在の不透明な状態で進んでいく事に大きな不安を感じます。

保育・子育て支援の充実は、日本の社会の将来に向けた礎ではありますが、このような状況であるからこそ、保育の質の担保に係る、現場の実情を考慮した公定価格・保育士配置基準の改善、処遇の充実こそが急務になると思われます。

今後も「子どもの最善の利益」の為、先生方と共に予対活動の充実を図りたいと思います。これからもご指導ご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

陳情・要望活動について

予算対策副委員長 古川 泰道
(出雲市保育協議会 浜山保育園園長)

今年度も島根県保育協議会予算対策委員会では、山口会長、森山副会長を中心に他の保育団体と協働し、厚生労働省や関係機関と繋がり、情報収集に努め、情報分析・対応をその都度協議しながら、国と県への陳情・要望事項の作成及び活動を展開しました。

今年度は例年より早い5月1日に保育三団体代表者会議に幹事団体として臨み、5月15日には東京で国への陳情活動を展開しました。内閣府なども回りましたが、厚生労働省では山口会長が加藤厚生労働大臣に保育現場の思いを直接訴えることができました。

その後、7月19日に第2回保育三団体代表者会議において内容を取りまとめ、8月20日の島根県子ども子育て支援課との意見交換会を経て、9月18日に保育振興議員連盟総会へ出席、10月12日に島根県知事・県議会議長・健康福祉部長への陳情・要望活動を行いました。

内容の詳細は、下段をご参照ください。



要望趣旨

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、これまでの推測をはるかに超える厳しい状況にあります。その対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題であります。

このような中で、平成27年度からの「子ども・子育て支援制度」施行により、新たな保育の受け皿確保が図られてきました。すべての子どもにとってよりよい育成環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進を目的に、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、更なる「量的拡充」と「質の向上」が望まれております。内容には公定価格の不正、規制緩和と企業主導型保育事業の運用などの問題点もあります。また人口減少地域での保育の維持・確保も喫緊の課題であります。

その実現のためには、保育士等の確保や保育の質の確保、ならびに機能の向上について早急な対策が必要であります。「子育て安心プラン」等に基づいた安定的な財源の確保とともに、いっそうの施策の推進を求め、要望いたします。

国に対する要望

- 1. 保育の質の向上と、保育士業務負担の軽減を目的とした配置基準の改善について**
現在の保育士配置基準においては、保育の質、また保育士の業務負担の両面において課題が多く、長年改善をお願いしてまいりました。保育士配置基準を改善することにより、保育の質の向上が図られ、また、保育士の業務負担の軽減、離職防止にも繋がると考えられます。保育士配置基準の改善をお願いいたします。
- 2. 栄養士・事務職員の必置について**
専門知識を持つ栄養士は、アレルギーの除去食や子どもに対する衛生面の安全管理、また食育の面からも、保育施設にとって必要な職種であります。また、年々複雑化していく事務手続きに対応していく為にも、事務職員は法人業務並びに施設の業務効率化と質の向上に繋がる必要な職種と考えています。現在の配置加算としてではなく、必要な人件費として公定価格の基本分に組み込んでいただきますようお願いいたします。
- 3. 退職手当共済制度の公費助成の恒久的な補助金について**
退職手当共済制度の公費助成に関して、保育士処遇改善の観点から引き続き実施されることとなったことは、現場の保育士の状況を理解して頂いたものと感謝申し上げます。しかし、平成32年度までの見直しの検討となっており、これまで処遇改善を進めてきたものを、また振り出しにも同様な負担増を行うことにならないよう一層のご理解を頂き、恒久的な補助金にしてください。

県に対する要望

- 1. 小規模保育所（園）の経営安定化の補助について**
島根県におかれましては、この度民間保育所運営対策事業として、利用人数平均16人以下の保育所への補助単価を増額していただきました。人口減少地域の保育現場の状況を理解して頂いたものと感謝申し上げます。しかし、未だ離島・中山間の人口減少地域の小規模保育所においては、収入が安定せず職員の確保にあわせ運営が非常に困難な状況にあります。それぞれの地域において安定的に子育てが出来る環境を維持する為にも、更なる補助制度の充実をお願いいたします。
- 2. 企業主導型保育事業の実施について**
現在、県内でも企業主導型保育事業による施設の設定が増加しております。企業主導型保育事業は、市町村の整備計画とは別枠で整備が可能とされていますが、本県のように入所児童数がさほど多くない地域においては、市町村計画に影響が与るばかりでなく、各園においても入所児童数や保育士の確保などの経営計画に苦慮しております。ついては、事前に企業主導型保育事業の情報が事業者へ提供されるとともに、市町村の子ども・子育て支援会議等における意見を踏まえて採択をされるよう要望いたします。